

〈解答〉

- ① 1 (1) ウ
(2) 〔例〕法律による制限があった〔法律の範囲内で尊重された〕
(3) 名称：ワイマール（憲法） 記号：ウ
- 2 (1) 精神〔精神活動〕
(2) ① エ ② ウ
(3) 健康で文化的
(4) ウ

配点 ① 1 (2)は 2 点, 他は各 1 点 10点満点

〈解説〉

- ① 1 (1) モンテスキューはフランスの思想家で、ロックの思想に影響を受け、『法の精神』を著して、三権分立を唱えた。アロックはイギリスの思想家で、『統治二論』を著して、国民の権利を守るためには国民の意思で政府をかえることができると説いた。イルソーはフランスの思想家で、『社会契約論』を著し、国家の主権は国民にあり、国民は自由な意思により国家と契約を結んで法律をつくるべきであり、国民の利益に合わない政府はかえることができると説いた。エリンカン〔リンカーン〕はアメリカ合衆国の第 16 代大統領で、1863 年、奴隷解放宣言を出した。
- (2) 1889 年に発布された大日本帝国憲法では、国民は主権者である天皇から与えられる「臣民ノ権利」を持つと定められ、その権利は法律によって制限できるものであった。
- (3) 1919 年に制定されたドイツのワイマール憲法は、「人間に値する生存」の保障などの社会権を取り入れた最初の憲法で、現代の憲法に大きな影響を与えた。
- 2 (1) 自由権は、一人ひとりの人間が、国から制約を受けずに、個人として自由に行動できることを保障した権利である。日本国憲法により、精神〔精神活動〕の自由、身体〔生命・身体〕の自由、経済活動の自由が保障されている。
- (2) ①職業選択の自由に当たる。②表現の自由に当たる。
- (3) 生存権は、人間らしく生きる権利のことで、社会権の一つである。日本国憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を国家に請求できる権利で、生活保護法などはこの精神を生かしたものである。
- (4) 労働基本権〔労働三権〕は、働く人たちのための権利で、社会権の一つである。労働者が団結して行動できるように労働組合をつくる権利である団結権、労働組合が賃金その他の労働条件の改善を求めて使用者と交渉する権利である団体交渉権、要求を実現するためにストライキなどを行う権利である団体行動権の三つがある。